

認定職業訓練実施基本奨励金 支給申請に係る誓約書

- 労働保険料を納付期限までに適正に納めており、未納はない。
- 求職者支援訓練の実施にあたり、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構より、改善指導をされ是正をしていないものでない。
又、求職者支援訓練が中止となっていない。
- 過去に、基本奨励金又は付加奨励金を不正に受け、又は受けようとしたことがない。
- 過去に、雇用保険法第4章の規定により支給される給付金を不正に受け、又は受けようとしたことがない。
- 受講者出欠報告書（様式A - 32）に記載されている受講者は、ハローワークが作成した就職支援計画書を所持している者である。

上記の事項について、いずれも相違ありません。

また、労働局による奨励金の適正支給のための実施調査・確認を行う場合には協力いたします。

令和 年 月 日

千葉労働局長 殿

所在地

事業所名

代表者名

※虚偽の申告により、奨励金を不正に受給した（受給しようとした）場合には、当該奨励金に延滞金を加えた金額を返還していただき、企業名の公表をさせていただきます。